10,833

合

計

記入年月日

の実績評価) 令和 4年度 事務事業評価表(令和 3年度 月 事業区分 事務事業名 国民健康保険税賦課徴収事務 新規/継続 継続 事務事業No. 010701000389 政策体系上の位置付け 単独/補助 単独 030201 所属課 総合計画の施策名 0107 社会保障制度の健全運営 国保年金課 01 |子どもから高齢者まで健康で共生のまちづくり 政策名 課長名 社会保障制度の健全運営 施策名 国保税G グルー 系 手段名 01 ①医療保険制度の充実 担当者名 財務会計上の位置付け 誀 事業 国民健康保険特別会計 単年度繰返し 年度~) 細 予質科日 税務総務事業 02 01 02 01 02 00 期間限定の場合、総投入量を(3)投入量の右側に記入 法令根拠 地方税法 • 国民健康保険法 • 桜川市国民健康保険税条例 事務事業の現状把握(その1) (D_0) (1) 事務事業の概要 ①事務事業の概要(事務事業の全体像) ②担当者が行う業務の内容・やり方・手順 桜川市国民健康保険の被保険者に保険給付を行うための費用を、国民健康保険 【賦課】 法及び地方税法に基づいて、国民健康保険税を世帯主に賦課し徴収する。 7月に年税額を算定し、 1年分の納税通知書を送付する。 本質定: 期別更正:8月以降は、毎月国保資格の取得喪失により異動処理のあっ た世帯主に対して更正処理又は遡及賦課を行い納付書を送付する。 【微収】 収納処理:毎日収納処理を行う 段 口座振替処理:口座振替不能者に対しては、不納通知兼納付書を送付す 督促状:未納者に対して、納期限後20日以内に督促状を送付する。 催告状:4月・6月・11月・12月・1月に催告書を送付し納付を促 す。 (2) 事務事業の手段・対象・意図と各指標、 指標値の推移 02年度 03年度 ○4年度 05年度 06年度 ①手段 (担当者の活動内容) (活動量を表す指標) 単位 4)活動指標 (実績) (実績) (計画) (目標) (目標) 納税通知書発送件数 诵 9.018.00 9.018.00 9.018.00 9.018.00 9.018.00 納税通知書の発送、口座振替不能通知書発 督促状発送件数 通 5,951.00 6,000,00 6,000.00 6,000.00 6,000.00 送、督促状発送、催告状発送。 収納処理、遡及賦課処理、還付処理 0.000.000.000.000.000.00 0.00 0.00 0.00 0.00 02年度 03年度 05年度 06年度 04年度 (誰、何を対象にしているのか) 単位 ②対象 ⑤対象指標 (対象の大きさを表す指標) (実績) (実績) (計画) (目標) (目標) 納税義務者(世帯主)数 人 7,196.00 7,196.00 7,196.00 7,196.00 7,196.00 納税義務者(国民健康保険加入者) 現年度調定額 千円 999,206.00 1.000.821.00 1.000.821.00 1,000,821.00 1.000.821.00 0.000.000.000.000.00∩2年度 03年度 04年度 05年度 06年度 (対象における意図の達成度 (この事業によって対象をどう変え ③意図 ⑥成果指標 単位 を表す指標) (実績) (実績) (計画) (目標) (目標) 千円 現年度収納額 944.891.00 933,307.00 933,307,00 933,307.00 933,307.00 適正な賦課徴収による収納率の向上と滞納 繰越額の減少による国保事業の健全で安定 現年度収納率 % 94.28 92.02 92.02 92.02 92.02 的な運営とすること。 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 02年度 03年度 04年度 05年度 06年度 期間限定 (3)投入量(事業費)の推移 (実績) (計画) (目標) (目標) 総投入量 国庫支出金 千円 O \cap \cap 県支出金 千円 0 事 地方債 千円 \cap \cap \cap 投 源 使用料・手数料 千円 0 内 0 曹 訳 その他 千円 0 \cap 0 宇宙 -般財源 9,570 10,736 10,833 事業費計(A) 千円 9,570 10,736 10,833 4.00人 4.00人 4.00人 正規職員従事人数 量 03年度事業費 実績(千円) 04年度事業費 予算(千円) 10 需用費 10 需用費 178 11 役務費 3,956 11 役務費 4,020 事 12 委託料 6,603 12 委託料 6,635 費 σ 内 訳

10,736

合

計

		(桜川市行政評価システム)
	事務事業名 国民健康保険税賦課徴収事務 事務事業No. 10701000	
	4) この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか? 開始時期あるいは5年前と比 国民皆保険を目的に昭和33年12月に国民健康保険法が制定され、翌34年4月1日に施行された。この事務 康保険税を国保被保険者に賦課し徴収する事業。近年、国保被保険者は高齢者や低所得者が大半を占め、国保 から、平成30年度からは県が財政運営の責任主体となって国保運営の中心的な役割を担い、市町村とともに	事業は、保険給付の財源とするため国民健 R財政は厳しい状況にある。これらのこと
	5) この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者)からどんな意見や要望が寄せられて 国民健康保険税の賦課方式や税率、一般会計からの繰入額についてはそれぞれの立場の方から様々な意見があ	
[5	See】 2. 評価の部 *原則は事前評価。	
	評価項目	
改	①政策体系との整合性 (この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか?意図することが結果に結びついているか?	?)
革改	結びついている 国保財政の基盤となる保険税を賦課徴収することは、政策に結びついている。	
善を	② 公共関与の妥当性 (なぜこの事業を市が行わなければならないのか?税金を投入して、達成する目的か?) (法定	受託事業はその名称)
行う		
	③ 成果の向上余地 (成果を向上させる余地はあるか?成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか?何が原因で原	或果向上が期待できないのか?)
	<u>向上余地がない</u> 適正な賦課徴収と納付催告をしており収納率向上の余地がない。	
有	④廃止・休止の成果への影響 (事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は?)	
郊性		
_	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 (類似事業や統廃合の可能性がありますか?(市以外の取り組みも含む)) (他に手段がある場合) 具体的な手段、事務事業名	
	全には 全には 全には 全には 全には 全には 全には 全には	
幼		川減できないか?)
率性	率性 削減余地がない 国保における電算処理は電算会社におけるバッチ処理に頼る部分が多く、委託料の減額に結び付かない。また、平成30年度 より制度改正があり削減は困難である。	
□ ② 受益機会・費用負担の適正化余地 (事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか?受益者負担が公平・公正になっているか?) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		
平性	公正・公平である 低所得者に対しては、保険料軽減制度があるため、収入に応じた賦課がされるた	色め公平である。
【Plan】 3. 評価結果の総括と今後の方向性(次年度計画と予算への反映)		
(,	1) 1次評価者としての評価結果 (2) 全体総括(振り返り、反省点)	
(2		こ加えて、適正な賦課のために納付書返戻によ 課、還付処理についても法律に基づく期間を実 状や催告書を適正に送付している。
(3)		
	(複数回答可) □ 終了 ■ 継続 □ 改革改善を行う □ 目的の再設定 □ 効率性の改善 □ 公平性の改善 □ 公平 □ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
	□ 廃止 □ 休止 ■ 現状維持 □ 統廃合ができる □ 連携ができる	
(!	5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策	L
		果特
		一一一
		(6)事務事業優先度評価結果
L		成果優先度評価結果
_	Check】 4. 確認及び改革改善に向けての指摘事項 (2) 部長確認及び評価 (課長評価)	により、C、D判定及び確認が必要な場合)
ā	課長確認後の評価 確認機	
	A:継続(現状維持) C:終了、廃止、休止 B:継続(改革改善を行う) D:2次評価へ提出	